

筑西広域市町村圏事務組合管理者の事務部局の職員安全衛生管理規程

平成 30 年 8 月 31 日

訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)の規定により、筑西広域市町村圏事務組合に勤務する管理者の事務部局の職員(以下「職員」という。)の安全と健康の保持増進及び快適な職場環境の形成を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。

(2) 所属長 課長及び施設長をいう。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、常に自己の健康の保持及び増進並びに労働の安全に努めなければならない。

2 職員は、所属長その他職員の安全及び衛生の管理に携わる者による安全及び衛生に関する指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(組織)

第 5 条 管理者は、職員の安全衛生管理の組織として総括安全衛生管理者、安全衛生管理者及び産業医並びに安全衛生委員会を置く。

(総括安全衛生管理者)

第 6 条 総括安全衛生管理者は、事務局長の職にある者をもって充てる。

2 総括安全衛生管理者は、職員の安全衛生に関する業務を統括管理する。

(安全衛生管理者)

第 7 条 安全衛生管理者は、所属長をもって充てる。

2 安全衛生管理者は、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第8条 産業医は、管理者が医師のうちから選任する。

2 産業医は、職員の健康の保持増進に関する業務を行い、必要と認める事項について管理者又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は安全衛生管理者を指導助言する。

(安全衛生委員会)

第9条 安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全衛生管理者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、必要に応じて管理者に意見を述べることができる。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 業務災害の原因及び再発防止の対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進並びに安全に関すること。

(委員会の委員長)

第10条 委員会の委員長は、第9条第1項第1号の委員をもって充てる。

(委員会の会議)

第11条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員会の運営)

第12条 委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(健康診断の種類)

第13条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) その他管理者が必要と認める健康診断

(職員の健康診断上の責務)

第14条 職員は、管理者が実施する健康診断を受けなければならない。ただし、他の医師の行う健康診断を受け、その結果を証明する書面(当該職員の受けた健康診

断の項目ごとに、その結果を記載した書面に限る。)を管理者に提出したときは、この限りでない。

(健康診断の結果の記録)

第 15 条 管理者は、職員の健康診断の結果(前条ただし書の場合において当該職員が受けた健康診断を含む。)を記録し、これを 5 年間保存しなければならない。

(病者の就業の禁止)

第 16 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止する措置をとらなければならない。ただし、第 1 号に掲げる者について感染症予防の措置をした場合は、この限りでない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染症の疾病にかかった者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増加するおそれのあるものにかかった者

2 管理者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かななければならない。

3 第 1 項の措置は、文書をもって指示しなければならない。

(療養の義務)

第 17 条 前条の規定による指示を受けた者は、その指示及び産業医又は専門の医師の療養指導に従う等療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

2 前項の規定に基づく療養期間については、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 8 年組合条例第 2 号)第 10 条により、その例によることとされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年市条例第 29 号)第 17 条に定める療養休暇とみなし、療養休暇に関する規定を適用する。

(出勤の手続)

第 18 条 第 16 条の規定により就業を禁止された者が、勤務に復しようとするときは、出勤承認申請書(別記様式)に医師 2 人の診断書を添えて管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 健康診断の事務に従事する者は、その職務上知り得た個人の情報を、他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか職員の安全及び健康の確保に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。

出 勤 承 認 申 請 書

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合管理者 様

所 属

職 名 氏 名

私が、 年 月 日付けで就業禁止となり、療養に専念してきましたが、別紙診断書のとおり回復しましたので、 年 月 日からの出勤を承認くださるよう申請します。

添付書類 医師の診断書 2通

(注) 結核性疾患の場合は、レントゲン写真(直接及び断層撮影)を添付のこと。